

松島町新型インフルエンザ等対策行動計画

【概要版】

令和8(2026)年3月
松島町健康長寿課

新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯

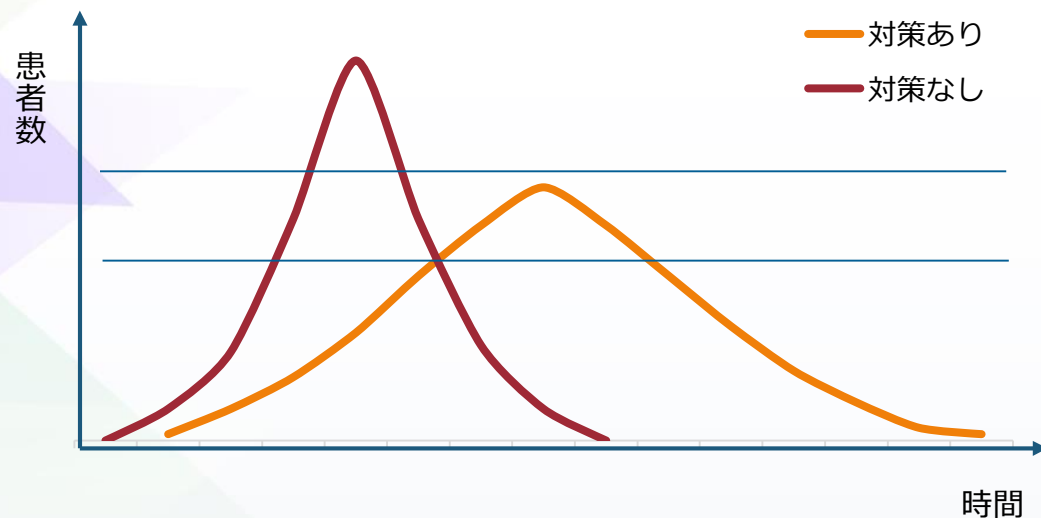
時 期	内 容
平成24(2012)年 5 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法制定
平成25(2013)年 6 月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画策定
平成27(2015)年 3 月	松島町新型インフルエンザ等対策行動計画策定
令和 2 (2020)年 1 月	国内で新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染者が確認
令和 2 (2020)年 3 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正、対策本部設置
令和 3 (2021)年 2 月	新型コロナウイルスワクチン接種開始
令和 5 (2023)年 5 月	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行、対策本部廃止
令和 6 (2024)年 7 月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定
令和 7 (2025)年 3 月	宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画改定
令和 8 (2026)年 3 月	松島町新型インフルエンザ等対策行動計画改定

改定の目的

- 新型コロナウイルス感染症等の対応の経験と、その際に明らかとなった課題を踏まえ、次なる感染症危機に対して、より万全な対応を行うことを目指す。
- 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- 新型インフルエンザ等の感染が懸念又は発生した場合に、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

【対策の効果（イメージ図）】



○新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症の発生も想定し、多様な状況に対応できる備えを周到に行う。

○実際の発生時には、感染症の特性や地域の実情を踏まえ、実践できる対策を柔軟に選択する。

○町民生活や地域経済への影響を総合的に判断し、最適な対策を決定・実施する。

様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ ～有事のシナリオの考え方～

準備期	初動期	対応期			
平時の備え等	対策本部の設置	封じ込めを念頭に 対応する時期	病原体の性状等 に応じて対応する 時期	ワクチンや治療薬 等により対応力が 高まる時期	特措法によらない基本 的な感染症対策に移行 する時期
実践的な訓練の実施 不断の点検・改善 人材育成 DXの推進 関係機関との連携	初動体制の整備 情報収集・共有 医療供給体制の整備	感染動向等の把握 検査・診療体制の 確保	リスク評価 感染拡大防止措置	ワクチン接種体制 の拡充 治療薬の普及	感染拡大防止と社会経済 活動のバランスを踏まえ た対策の切替え
					

- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が生じることを想定し、幅広く対応できるシナリオとする。
- 新型インフルエンザ等対策の7項目については、予防や平時の備え等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期）（対応期）に分けた構成とする。

改定のポイント

- 平時の準備の充実
- 対策項目の拡充と横断的視点の設定
- 準備期・初動期・対応期の3期に分類
- 幅広い感染症に対応する対策
- DXの推進

各対策項目の取組

対策項目	主な内容	横断的視点
1 実施体制	・ 新型インフルエンザ等対策の体制整備 ・ 国及び県、塩釜管内、医師会等の関係機関との連携の強化	○人材育成 ○国及び地方公共団体等の連携 ○DXの推進
2 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	・ 町民等への情報提供・共有 ・ 双方向のコミュニケーションの実施（国⇔県⇔町⇔町民等）	
3 まん延防止	・ 発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進 ・ 町内でのまん延防止対策の実施	
4 ワクチン	・ ワクチン接種に必要な資材の確保 ・ 接種体制の構築	
5 保健	・ 感染対策や各種支援策等の周知広報 ・ 健康観察及び生活支援	
6 物資	・ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ・ 備蓄物資等の供給に関する相互協力	
7 住民の生活及び地域経済の 安定の確保	・ 支援の実施に係る仕組みの整備 ・ 住民の生活及び社会経済活動の安定の確保を対象とした対応	

対策推進のための役割分担

【国の役割】

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施と支援体制の整備
- ・ 新型インフルエンザ等のワクチンその他の医薬品の調査や研究
- ・ 発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発や確保

【県の役割】

- ・ 医療提供体制の整備（病床・発熱外来・医療人材の確保等）
- ・ 自宅療養者、宿泊療養者等の健康観察と生活支援
- ・ 検査体制の整備（検査キット・検査機関の確保等）

【町の役割】

- ・ 住民に対するワクチン接種の体制整備
- ・ 情報提供、相談窓口の周知、コールセンターの設置
- ・ 物資及び資材の備蓄（感染症対策物資・生活必需品等）
- ・ 支援の実施に係る仕組みの整備（行政手続・支援金の給付等）
- ・ 要配慮者等への生活支援

町民の皆様へ「3つの行動指針」

- 正しく知る

新型インフルエンザ等に関する知識や発生時にとるべき行動など、国や県及び町の広報やSNS等、信頼できる情報を確認しましょう。

- 予防する

日頃の健康管理と基本的な感染対策（換気・咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等）を実践しましょう。

- 備える

平時からマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めましょう。